

令和7年度（2025年度）

指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲）業務委託 特記仕様書

（趣旨）

第1 業務は、別に定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(以下「実施計画」という。)に基づき、ニホンジカの捕獲を行うものであるが、その実施に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業（効果的捕獲）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のほか、この仕様書に定めるところによる。

（わなによる捕獲業務の内容）

第2 誘引によるニホンジカの捕獲

わなの設置、管理等については、別添捕獲フローを標準とし、次により実施するものとする。

- （1） わなの設置は、指定したエリア内で現地確認のほか、地元から聞き取り調査等の情報を収集し、ニホンジカの多い場所に仕掛けること。
- （2） 使用するわなは、主として囲いわなを設置し、塩水を利用した餌付け等により誘引すること。ただし、捕獲に当たっては、くくりわなの併用は認めるものとする。
- （3） ニホンジカの捕獲状況及びわなや餌の管理のため、定期的に見回りを行うこと。
- （4） 一定期間捕獲されない場合には、くくりわなの設置場所を周辺の新しい痕跡がある場所に移動すること。
- （5） その他の手法について、有効と考えられる方法や別の用具等を使用して実施する場合や、目撃情報や捕獲状況等から捕獲場所等を変更する場合には、委託者と協議しその指示に従うこと。
- （6） 仕様書に定める業務実施状況報告書(以下「業務実施状況報告書」という。)に、作業内容について記載するとともに、わな設置箇所を図面に表示すること。
- （7） わなの設置状況を撮影すること（遠景、近景を全個数撮影）。

（捕獲個体処理の内容）

第3 捕獲したニホンジカの適切な処理

- 1 わなでニホンジカが捕獲されていた場合には、速やかに銃器等の方法で止め刺しを行うこととするが、銃器以外の方法で止めさしを実施する場合は、あらかじめニホンジカを固定する等、安全に配慮して実施すること。（銃で止めさしを実施する場合は、認定捕獲等事業者の捕獲方法として銃器の認定を受けていることが必須。）
なお、錯誤捕獲が生じないように十分配慮するとともに、錯誤捕獲があった場合に

は、原則、放獣すること。

- 2 捕獲したニホンジカについては、全個体について、受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所及び事業名を明記した黒板等とともに、下記①～③のとおり撮影すること。

また、証拠物として下記②の写真撮影後の尾を提出すること。なお、捕獲時に尾が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、尾以外の部位（両耳等）を提出すること。

①捕獲個体のわなにかかった状況（止め刺し前）を撮影（遠景・近景）

②止め刺しの後、捕獲個体の全体を撮影（撮影者から見て、ニホンジカの頭部を右側にし、捕獲個体の胴体に捕獲日を油性のペンキ等で記入し、尻尾は必ず油性のペンキ等で白色に着色すること）。

③捕獲個体の埋設状況を撮影（掘削して捕獲個体を置いた状況又は埋設作業中を撮影すること）。その後、適切に埋設処理すること。

※捕獲個体1頭につき①から③を必ず撮影のうえ、尾を提出すること。一つでも写真がない場合、又は尾の提出がない場合は、捕獲頭数としてカウントしない。処理方法について、変更を要する場合は、委託者と協議しその指示に従うこと。

- 3 業務実施状況報告書に記載し、捕獲場所及び埋設場所を記載した図面、及び写真の提出については、委託者の指示に従うこと。

（捕獲従事者等）

第4

- 1 捕獲に使用する猟具その他資材の管理及び捕獲個体処理については、狩猟免許を所有する者が関係法令を遵守して実施すること。また、わな猟にあっては、設置箇所を見回り、捕獲状態であるわながあった場合は、第3-2-①～③により記録のうえ、速やかに止め刺し、埋設処理を実施すること。
- 2 捕獲に使用する猟具については、法定猟具を使用するものとし、わな猟にあっては、住所氏名等を記載した標識を設置すること。また、必要に応じ、わなや銃による捕獲作業を行っていることを知らせる注意標識を入林口等に立てること。

（捕獲目標頭数）

- 第5 別に定める金抜き設計書に示す頭数を目標頭数として捕獲に取り組むこと。

（地元市町村、関係者等との調整）

- 第6 ニホンジカの捕獲を実施する地域においては、地元市町村、関係者等と連絡調整して捕獲に取り組むこと。

（土地所有者の了解）

第7 捕獲等の作業を行う場所においては、聞き取り等調査により土地所有者を確認し、事前に了解を得ること。

(研修等)

第8 受託者は、業務の実施に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。

また、受託者は、捕獲業務着手前には、従事者に対して安全対策の徹底に努めること。

(その他)

第9

- 1 仕様書及び金抜き設計書に明記しない作業で、業務の実施に必要な諸作業は、受託者の負担において行うこと。また、仕様書及び金抜き設計書に疑義が生じた場合は、委託者の指示によるものとする。
- 2 業務実施上で立木を伐採する必要がある時、又は立木に損傷を与えた時は速やかに委託者へ届け出て指示を受けること。
- 3 止めさしの際に鉛玉を極力使用しない等環境に配慮し、事業を実施すること。